

2019年10月28日

各 位

オリックス株式会社  
(コード番号：8591)

自己株式取得に係る事項の決定および自己株式消却に係る事項の決定に関するお知らせ

(会社法第459条1項の規定による定款の定めに基づく取締役会決議による自己株式の取得および  
会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却)

オリックス株式会社(本社：東京都港区、社長：井上 亮)は、2019年10月28日開催の取締役会において、会社法第459条1項の規定による当社定款第34条に従って自己株式を買い受けることにつき、会社法第156条1項各号の事項を以下のとおり決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式消却に係る事項を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得および消却を行う理由

株主還元の強化および資本効率の向上のため

2. 自己株式取得に係る事項の内容

- |               |  |
|---------------|--|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式   |
| (2) 取得する株式の総数 | 7,000万株を上限とする<br>(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合約5.5%) |
| (3) 株式の取得額の総額 | 1,000億円を上限とする                                  |
| (4) 取得期間      | 2019年11月1日～2020年5月8日                           |
| (5) 取得方法      | 自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付                        |

3. 自己株式消却に係る事項の内容

- |               |  |
|---------------|--|
| (1) 消却する株式の種類 | 当社普通株式   |
| (2) 消却する株式の数  | 2019年10月28日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得の終了時点における当社の発行済株式総数の5%に相当する数を超える自己株式の全株式数 |
| (3) 消却予定日     | 2020年5月29日   |

※消却する株式の数は、上記2による自己株式取得の完了後、改めてお知らせいたします。

<ご参考>

1. 自己株式消却の方針

当社では、2019年10月28日開催の取締役会において、保有する自己株式の総数の上限を、発行済株式総数の5%程度を目安とし、それを超える数の株式は、原則として消却することを方針とする旨決議いたしました。

2. 2019年9月30日時点の自己株式の保有

発行済株式総数（自己株式を除く） 1,281,785,184株

自己株式数 42,843,944株

(注) 役員報酬BIP信託（役員報酬のうち、将来支給する株式報酬に充当するもの）として保有する当社株式1,796,993株は上記の自己株式数に含めておりません。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

グループ広報部 長谷川・前田・角谷 TEL：03-3435-3167